

第2回 明石市財政健全化推進市民会議 検討部会

議事概要

日時 平成26年8月6日(水) 15:55~18:40

場所 議会棟2階第2委員会室

明石市

次 第

1 議事

事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて

2 その他

【資料】

資料 8 事前に提出いただいた委員からのご意見

資料 9 委員からの事前質問一覧

参考資料 5 障害者優待乗車券交付事業について

参考資料 6 事業見直しシミュレーション

参考資料 7 敬老優待乗車証事業の利用状況

※第 1 回検討部会の資料を引き続き使用

資料 5 事業見直しの考え方

資料 6 平成 26 年度 引き続き検討する事業 見直し案一覧

資料 7 各テーマの設定理由、論点、第 2 回市民会議での意見概要

参考資料 1 参考データ集（人口、財政状況、職員数等）

参考資料 2 事務事業詳細説明資料

参考資料 3 移動支援施策一覧

参考資料 4 高齢者の生活モデルと各種支援施策の関係

出席者 委員

井内座長、大原委員、井藤委員、谷内委員、林委員、山田委員、赤木委員、
奥澤委員、高橋委員

市

岸本財務部長、大西財政健全化担当部長、箕作財務部次長、
笠谷財務部次長（市有財産活用担当）、佐野こども未来部次長、
村田財政健全化室課長、前沢障害福祉課長、合田高年福祉担当課長、
中塚児童福祉課長、鈴木こども育成室保育担当課長、横谷交通政策課長、
松永財政健全化室係長、高力財政健全化室係長、十川高年介護室いきいき係長、
岡本こども育成室総務担当係長、若間交通政策課係長

欠席者 松本委員

傍聴者 なし

出席者自己紹介

井藤委員自己紹介

1. 議事

事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて

財政健全化室係長より前回より引き続きの資料について確認、及び、追加資料の参考資料5～7、資料8、9の位置付け等について説明

座長：ただいま事務局より説明のあった参考資料6事業見直しのシミュレーションは、前回の「テーマ2 公共交通機関による移動支援施策」の議論を受けて作成された追加資料である。このあと、「テーマ3 子ども・子育て支援施策」「テーマ4 人権教育・啓発施策」「テーマ5 ごみ収集運搬関連事業」「2 その他の事業」の見直し案について審議を進めていき、最後に改めてテーマ2についての意見を伺いたい。まずは、「テーマ3 子ども・子育て支援施策」について審議していきたい。

財政健全化室係長より資料7、資料8の「テーマ3 子ども・子育て支援施策」について説明

座長：「子どもを核としたまちづくり」の方針のもと、各種の子ども・子育て支援に関しても、本当に効果的、効率的な支援策はどのようなものかを考えていかなければならない。資料6～8を参考に、忌憚のないご意見をいただきたい。

B委員：「No.8 児童福祉一般事務事業」の中の保育所巡回警備について、保育士は女性が大半であり、一つの保育所での滞在時間は短いとはいえ、男性の警備員がいることは抑止力になると考える。

I委員：「No.7 交通災害等遺児養育福祉金支給事業」について、「公平性の観点から」とあるが、公平性とはどういうことか。また、金額に差はあるのか。

市：交通災害等遺児養育福祉金の対象は、交通事故、自然災害、労務災害による遺児であり、対象者への補助の金額は均一である。しかし、病気が原因の遺児等には適用されないの、公平性を欠くのではないかと考えている。

I委員：病気等その他の理由による遺児との差があるのであれば、解消すべきである。

市 : 保育所巡回警備については、地域を6ブロックに分け、有資格の警備員が朝と夕方の1日2回、不定期で巡回している。保育所の職員には女性が多いため、防犯や安全対策についても指導や助言を行っており、防犯意識の向上や施設の安全対策の充実にも寄与している。また、不審者情報等は警備会社を通じて警備員に連絡が入る仕組みになっており、緊急時の安全対策にもなっている。

D 委員 : 保育時間内に巡回しているのか。

市 : 朝と夕方の1日2回、保育時間内に巡回している

G 委員 : 保育所巡回警備について、その一部を市の青パト（安全安心パトロール車。地域からの要請により、地元の方々が市の嘱託運転手が運転するパトロール車に同乗して巡回するパトロールに使用している。現在2台保有している。）による巡回で代替することはできないか。

H 委員 : 保育所巡回警備は重要な施策であると考えている。参考資料2の12ページで、「子ども・子育て新制度に伴う保育システムの構築を行う」として、今年度だけ1億円の予算が積まれているが、この具体的な内容についてお聞きしたい。

市 : 現在、国が制度設計を進めており、来年度4月より実施予定の子ども・子育て支援新制度に対応するため、現行の保育所単独のシステムを、幼稚園や認定こども園も含めたシステムにするための構築費用である。保育所巡回警備とは関係のない予算である。

市 : 巡回警備には2,900万円の予算が充てられる。保育所数の増加に伴い、予算も年々増加していく傾向にある。

座 長 : 他に意見がないようであれば、「テーマ4 人権教育・啓発施策」について審議していきたい。

【一同異議なし】

財政健全化室係長より資料7、資料8の「テーマ4 人権教育・啓発施策」について説明

座 長 : このテーマの設定理由であるが、人権教育・啓発については、長期間継続している内容も多く、また、その効果を測ることが難しい分野でもあるため、改め

て広く意見を聞き、見直しの方向性を見極めたい、ということであった。資料6～8を参考に、質問や意見があればお願いしたい。

I 委員：引き続き検討する事業としてあがっているということは、効率的に行われていないと推測する。一体何が効率的でないのか、どうすればうまくいくのかが分かりにくい。学校教育等の中で、着実に実施していけばよいと考える。

A 委員：学校教育の中とは、対象は一般市民ではなく、PTAを含めた生徒ということか。

市：生徒については学校の道德の時間で人権教育を行っている。

C 委員：この事業は学校教育のことではなく、全体的な人権教育のことである。

I 委員：この事業は一般市民が対象だが、大人はすでに考え方が固まっており、変えていくことは難しいであろうから、基礎を作るためには、子どもの頃から学校教育の中で人権教育を行うことが効果的であると考えます。

A 委員：子どもは学校教育の中で、人権教育を受けているが、大人は子どもの頃に受けたままで人権教育を受ける機会が少ない。このため、子どもに対して古い知識をもとに不適切な発言をしてしまうこともある。むしろ大人への人権教育・啓発が重要である。

I 委員：地域で活動しているが、人権教育・啓発の機会に呼ばれたことがない。人権教育・啓発活動はどこで行われているのか。

A 委員：市では、人権フェスティバルのように大きな活動を年に数回行っており、広報でも打ち出している。地域の人権教育・啓発活動は、自治会長の判断もあるが、本来は自治会が窓口となって行っており、自治会からの要請を受けて、人権教育推進員が講座等を行う仕組みになっている。

B 委員：例えば、インターネットから得る情報についても、子どもたちの方が、大人よりも吸収が早いので、大人が、子どもたちをコントロールできるだけの知識を意識的に付けていかなければならない。それと同様に、大人への人権教育・啓発が非常に重要であると感じている。広報等を工夫して参加したことのない人に参加してもらえようとする必要がある。例えば、小学校を対象とした人権講演会についても、高学年では全校で行い、子どものインターネットを通じた被害の防止といったテーマを取り入れるなどして、さらに親の参加を促してい

くことも効果的であると考えている。

G 委員：市では 100 種類以上の出前講座を設けており、全体では約 1,800 回実施されているが、そのうち人権に関する講座の回数は約 700 回と最も多い。出前講座の中でも人気が高いといえる。

D 委員：人権教育推進員は、よく勉強をして頑張っていると思うが、講座等になかなか参加してもらえず、どのように情報発信していけばよいか迷っているのではないかな。

A 委員：人権に関する出前講座は頻繁に行われているが、10 年間同じ内容で実施している。内容を変えていかなければならない。人権推進員に対する教育も不十分である。人権推進課がもっと積極的に取り組む必要がある。

D 委員：以前は同和問題が中心であったが、ある時期から人権という広いくくりになった。行政としてはどう考えているのか。

市：本日は人権担当者が出席していないため、詳細な回答は難しいが、以前は同和問題を中心に取り組んでいたが、同和对策事業特別措置法が平成 14 年に失効し、それ以外の人権問題がクローズアップされるようになった。この事業を議題にあげた理由は、毎年 3,000 万円近い事業費が厚生館とは別にかかっているが、それに見合う効果が出ているのか、事業内容は市民のニーズに合っているのか等の問題意識を持っているからである。市としてもこの事業を廃止するつもりはなく、市民の意見を広く聞きたいと考えている。

I 委員：人権教育・啓発は心の問題であり、効果の把握は難しい。マンネリ化しないように、内容や実施手法を常に見直していくスタンスが重要である。

A 委員：人権に関する講座は参加者に喜ばれているが、研修内容を知らない市民も多く、参加するきっかけがあればよいと感じている。それと、人権教育推進員を中学校区に 1 名配置し、啓発を行っている中、市内 7 か所での厚生館事業は不要ではないか。事業内容が自治会の活動や小学校区単位のまちづくり事業等と重複しているため、整理が必要である。厚生館のない他の地域との公平性も問われるし、厚生館のある地域では、厚生館で自治会と類似の活動がなされているため、自治会活動がやりにくくなるといった弊害も出ている。各厚生館は廃止し、明石の人権に関する歴史などを知ることができるしっかりとした人権センターのような形で集約するといった施策の再構築が必要である。

市 : 資料6の1ページに市の考え方を記載している。財政健全化の観点から、事業の必要性を考えた中で、人権教育研究協議会の補助金の削減については、事業の効果等を踏まえたうえでのひとつの案である。また、明石市人権施策推進方針を策定し、その下に平成27年度までの前期計画を策定している。今後、平成32年度までの後期計画を策定していくこととなる。ここで厚生館を含めた人権施策全体のあり方の見直しを行うこととしている。人権問題については長期にわたる計画を策定して取り組んでおり、市では人権施策推進方針の改定時期の平成32年度に向けて、方向性を検討していきたいと考えている。そのため、現段階で結論を出すことは難しいことをご理解いただきたい。

C 委員 : 人権に関する出前講座の開催回数が多いことは、市民が必要であるという意識を持っていることを示している。しかし、自治会等で人権教育・啓発の機会を設けても、参加するのは役員等一部の固定的なメンバーであることが多い。自治会等でも広報を行っているが、さらに工夫をしていく必要がある。また、明石市には厚生館が点在しているが、他自治体では様々な資料がそろった人権センターがあり、自治体間の交流も行っている。新たにお金のかかることではあるが、やはり核となる人権センターが必要であると考えている。

座 長 : 具体的な意見を多くいただいた。他に意見がないようであれば、「テーマ5 ごみ収集運搬関連事業」について審議していきたい。

【一同異議なし】

財政健全化室係長より資料7、資料8の「テーマ5 ごみ収集運搬関連事業」について説明

座 長 : ごみ収集運搬関連事業は、我々の日常生活に非常に密接に関連した事業であり、市民生活に影響が大きい事業である。また、直営収集業務のあり方や、契約方法等、見直し内容も様々な形が考えられることから、皆さんに検討をお願いしたい。資料6～8を参考に、質問や意見があれば伺いたい。

D 委員 : コストを考えると、民間に委託する方向へシフトしていくのがよいと考える。

H 委員 : ごみ有料化については他自治体でも実施されており、一般的になってきていると感じるので、十分に検討していただきたい。委託収集業務については現在何社と委託契約をしているのか。

市 : 3社である。

H 委員：随意契約になっている理由は何か。

市：もとは全て直営で行っていたが徐々に委託の範囲を広げてきた。委託するにあたっては、そもそも受託できる業者がなければ委託することができないわけだが、事業者側からすれば、人を雇い収集車を購入する等、多額の投資をしなければ事業を立ち上げられない。通常の競争入札では、結果によっては受託できない可能性もあり、リスクが高く事業者の参入が期待できない。そこで、委託を任せられる状況を作るために随意契約を行ってきた。ただ、競争入札を実施している自治体も増えてきており、随意契約について見直しが必要であると考えているため、議題にあげさせていただいた。

H 委員：委託収集についてはサービスの質が下がらないように担保しながら、競争入札を導入して行くべきである。

B 委員：ごみ収集の時刻が遅くなったのは、コストを下げるために収集車の台数を減らしたことが原因か。自治会をまたいだごみステーションは揉め事の原因になるので、分けることはできないのか。

G 委員：環境部へ同じような質問をしたことがある。「収集時刻については平均的に同じ時刻である。ただし職員の休暇等に伴う配車調整の関係で遅れることがあるのは了承してほしい。また収集場所についても、同じ道路に面して100m位しか離れていないのに、片方しか収集しないということがあるが、全体の収集の流れの中での効率性を考慮しているので了承してほしい。」との返答であった。自治会をまたいだ収集場所についても、例えば通勤の方向のステーションに持っていく人もおり、我々の自治会ではやむを得ないと判断している。

C 委員：全国的な問題であるが、道路上のあちこちにごみステーションがあり、ごみが置かれている光景は美観を損なうので、ごみの置き場所を確保していく必要があると考える。

A 委員：現在のごみの最終処分場はいつ頃まで使用できるのか。

市：資料9の1ページに記載している。現在使用している第3次最終処分場は、平成36年度まで使用する予定としているが、廃棄物の量が減ってきており、平成46年度頃までの延命化は可能であると考えている。しかし、その後の第4次最終処分場の用地を市内に確保することは難しい状況である。

A 委員：市民にごみの最終処分場があと 20 年程度で限界を迎えるなどの状況をしっかり広報し、併せてごみ有料化についても考えてもらう必要がある。

D 委員：第 1 次、第 2 次の最終処分場はいっぱいなのか。

市：第 1 次、第 2 次の最終処分場はいっぱいである。

市：跡地の一部にメガソーラーを設置して、売電収入を得ている。

B 委員：平成 46 年度以降は未定ということであるが、これから場所を探していかねばならないのか。

市：考えていかねばならない。

H 委員：埋め立てが完了した最終処分場の土壌はもとに戻るのか。

市：もとの土壌には戻らない。

B 委員：第 3 次最終処分場があと 20 年でいっぱいになることを考えると、ごみ有料化については、ごみ減量化の面でも、ごみの収集、処理に係る財源を確保するためにも有効なツールなので、しっかりと検討して行ってほしい。

A 委員：指定袋制は近々導入されるのか。

市：検討中であり、決定はしていない。

B 委員：有料化した自治体では、ごみの量は減っているのか。

市：有料化した自治体ではごみが減っている。それはデータでもはっきりと表れている。

座長：有料化することで、住民の意識もごみを減らそうという風が変わってくる。

B 委員：以前、東京に住んでいた時にごみ有料化が導入され、ごみを減らそうと必死になった記憶がある。

I 委員：ごみの減量化については、いずれ焼却施設の更新時期がきた際に、最終処分量を抑える処理技術を導入するといった工夫が必要であろう。ごみ有料化をすれ

ば、ごみの収集、処理に係る財源を一定程度確保することはできるが、核家族化し家族の単位が小さくなってきている中では、ごみの減量化にはつながらないのではないかと。また、現在の分別収集でも、正しく分別せずに出す人がおり、ごみ有料化をすれば、さらに不法投棄が増えるおそれがあるので、その対策もよく検討してほしい。

C 委員：自治会でも正しく分別せずに出す人への対応に困っている。有料化しても意識の高い地域でないと、他のごみステーションへ不法投棄する人が出てくるのではないかと。

座 長：直営か委託か、有料か無料か、これらを含めて1つの方策だけでは解決できない。皆さんにいただいた意見を参考に、長期的に考えていく必要がある。

I 委員：委託収集の契約方法について、業種の異なる下水処理場のメンテナンス業務の例であるが、競争入札によって受託事業者が変わったが、現場の従事者は結果として従前の受託事業者から引き継いで変わらなかったという例があるので、参考にしてほしい。

座 長：他に意見がなければ、続いて資料6の2ページ以降の「2 その他の事業」について審議していきたい。

【一同異議なし】

財政健全化室係長より資料8の「2 その他の事業」について説明

座 長：これらの事業については、市としての方向性は一定程度明確になっており、その方向性が示されている。何か意見があればお願いしたい。

D 委員：「No.20 商業振興対策事業」及び「No.23 商店街活性化支援事業」等、商業振興は市と商工会議所がそれぞれの立場で実施しているが、市が商工会議所に委託しているのは、市だけではできない部分を商工会議所が補完しているものと考えている。また、商店街活性化イベントの開催にあたっては、補助金を受けているが、補助金だけでイベントを実施しているのではなく自己資金も投入して実施している。補助金についても6～7年前に削減している。本事業に限らず、産業振興に関する事業は、事業者を育成することで、明石全体の発展に寄与することを目的に実施されていると考えており、お金をいただく側としては、いただく以上は、大切に使うなければならないと考えている。

それと、中学校給食センター建設の補助金が採択されなかったことは、財政健全化の取り組みを進めている中で、大変残念だ。

I 委員：明石市をどういった市にしたいかというビジョンが見えない。商業、農業、漁業とも苦しい中で、市が事業者の声を拾い上げ、今後のビジョンを示せているのか疑問である。大型工事をしなければ、今回のような小さな事業の見直しをする必要はなかったのではないかと忸怩たる思いである。

B 委員：「No.25 交通安全啓発・教育事業」について、近年、自転車事故に伴って高額の損害賠償を負う事例が増えており、現在、兵庫県でも、自転車保険の加入義務化などを含めた自転車安全利用条例の制定に向けた検討を進めているところと聞いている。交通安全教室等では自転車の安全利用や自転車保険の加入に関する啓発に力を入れてほしい。

A 委員：市内 13 箇所の中学校コミセンで実施している高齢者大学について、毎年度同じ人が来ている状況である。税金を投入してそのような生涯学習の場を設けなければいけないのか。受益者負担の見直しだけでなく、根本的にあり方を見直すべきである。

C 委員：中学校コミセンの高齢者大学、あかねが丘学園、シニアカレッジ、兵庫県が実施しているいなみの学園など複数の学習機関を、居場所を求めて渡り歩いている人がいる現在の状況は問題である。また、あかねが丘学園の卒業生等がボランティアで様々な出前講座を行うこととなっているが、それだけの需要がない状況である。

座長：「その他の事業」について他に意見がなければ、「テーマ 2 公共交通機関による移動支援施策」の審議に進みたい。

【一同異議なし】

座長：前回の検討部会では敬老優待乗車証事業については多くの意見があったが、障害者優待乗車券事業についてはあまり議論が深まっていない状況であった。障害者優待乗車券事業については、市がなぜこの事業の見直しが必要と考えているのか分かりにくいところがあったと思われるので、担当部署よりこの事業の現状と課題について、改めて説明をしていただき、審議していきたい。

障害福祉課長より参考資料 5 について説明

財政健全化室係長より参考資料6について説明

座長：2つの説明を受けて、何か意見があればお願いしたい。また「No.4 高齢者福祉サービス推進（敬老優待乗車証）事業」の見直し案A～F、「No.5 障害者優待乗車券交付事業」の見直し案A～Eについては、どの案に賛同が得られるのかも聞きしたい。

G 委員：参考資料2の9ページ「No.5 障害者優待乗車券交付事業」の乗車率について、介護付バス優待乗車証が15%、単独バス優待乗車証が13%となっているが、どういう算出方法なのか、説明をお願いしたい。

市：過去に実施した対象者への乗車状況のアンケートでの1ヶ月の乗車回数の回答をもとに、乗車率を算出している。

G 委員：障害者優待乗車券交付事業については、現行のまま継続するのが妥当ではないか。実際の利用者の満足度はどのくらいなのか。

市：あまり使わないがもらえるならばもらうという意見もあれば、この制度があることでバスに乗りやすくなるとの意見もある。満足度調査を実施したことはないが、無料で乗車できる制度なので、不満はないと判断している。

G 委員：障害の軽度の方からタクシー券を求める声はないのか。

市：タクシー券があればよいという声は聞いたことがあるが、経費負担が大きくなるため実施していない。他自治体においても、タクシー券の交付は重度の方のみである。

A 委員：敬老優待乗車証の対象者と障害者優待乗車券の対象者への二重交付になっていないか。

市：どちらか一方を選んでいただく選択制としている。

I 委員：障害者優待乗車券交付事業について、参考資料5の2ページに「乗降調査に基づく乗車人数に応じた適正な運賃の支払いを求められているが、予算額との乖離が大きい」と記載があるが、実際には、市が負担しているよりも多く利用されているということなのか。

市：現在、バス事業者へ約7,000万円を支払っているが、バス事業者の乗降調査で

は、約2倍利用されているという結果が出ており、バス事業者の要求額とは、かなりの乖離がある。

I 委員：必要だからバスを利用しているのか。

市：バス共通優待乗車券があることにより、外出しやすくなっている面はあると考える。

I 委員：敬老優待乗車証事業に関して、参考資料6の4ページの見直し案D「対象年齢を引き上げる」については、70歳を超えると、車を運転せず公共交通機関を利用する人が多くなると思うので、反対である。

それと、参考資料6の5ページの見直し案F「バス優待乗車証にICカードを導入し利用限度を設ける」については、ICカード化のためのシステム改修費用が高額なので、例えば小人用のカードを流用するなど、システム改修を伴わない方法はとれないか。また、利用限度を設けるのはひとつの考え方とは思いますが、40回という回数であれば事業として意味があるのか疑問である。

A 委員：敬老優待乗車証事業について、75歳までに免許を返上するなどして、車を運転しなくなる人は少ないと思うので、対象年齢を75歳程度まで引き上げてよいと思う。また、必要はないが送られてくるので使うという声を聞くので、参考資料6の4ページの見直し案E「バスかタクシーの選択制とする」はよいと思う。対象年齢を75歳程度まで引き上げる見直し案Dと併せて実施する程度が妥当ではないか。また、バスとタクシーのどちらも不要という選択肢があってもよいと考える。

市：現在も、バス優待乗車証、タクシー券のどちらも不要という人は、70歳になった時点で確認し、交付対象外としている。参考資料6の見直し案Eの事業費見込みについても、事業費等算定根拠欄に申請率85%と記載しているが、残りの15%の人にはどちらも不要と言っただけであるという前提で算出している。

C 委員：タクシー券については、これまでタクシー協会への配慮もあったと推察され、いらぬ心配かもしれないが、タクシー協会が納得するのか心配するところはある。

G 委員：敬老優待乗車証事業について、魚住のスクールガードの仲間20名程度（大半が男性で、平均年齢70歳以上）で話し合ったが、タクシー券については、2,100円という金額で効果は限定的である一方で全体としての事業費は大きいので、

廃止でよいとの意見が9割方を占めた。反対に、バス優待乗車証は残してほしいという意見は強かった。ただ、タクシーが必要だという地域もあるだろうと多少の危惧は持っている。

A 委員：女性はタクシーを使って買い物に行きたいという人が多いと思う。

C 委員：タクシー券の利用は3月に多いというデータを見たことがある。本当に必要なら計画的に利用するのではないか。期限前に慌てて利用しているのは無駄であると感じる。

A 委員：障害者は何らかの移動しにくい状況を抱えており、障害者優待乗車券交付事業については、介護者が必要な場合も含めて、自由に使いやすい形で継続すべきと考える。

座 長：敬老優待乗車証事業と障害者優待乗車券交付事業が同時に議論されているため、ここで意見を整理し、集約していきたい。まずは敬老優待乗車証事業の見直し案A～Fについて意見があればお願いしたい。

H 委員：見直し案E「バスかタクシーの選択制とする」と見直し案A「タクシー券を廃止する」を比較すると、利用者としても選択できた方がよいし、見直し後の事業費の推計についても、想定のとおりになるのか不透明な面はあるが、今回の資料の想定では、見直し案Eの方が、削減効果が大きくなっているため、見直し案Eの方が有力ではないか。

B 委員：参考資料7のタクシー券の月ごとの利用状況を見ると、4月と3月が突出して多い。せっかくもらえるものなので、必要でなくても使おうという意識が働いていると思うので、何らかの見直しは必要と考える。

C 委員：タクシー券を長距離で利用すると、1回で使ってしまうことがある。せいぜい2、3回で使ってしまう。

座 長：タクシー券について、必要性の低い利用を抑えるためには、事務経費がかかるが、タクシー券を交付するのではなく、利用時はいったん利用者が支払い、後から申請に基づいて補助する形も考えられる。

続いて障害者優待乗車券交付事業について、皆さんの本音としては、障害者に対してはできる限りサポートしてあげたいという気持ちであろうが、一方では財政健全化という大きな課題がある。見直し案A～Eについて、意見を伺いたい。

C 委員：障害者優待乗車券交付事業については、自分が当事者ではないので障害の程度等についても想像が付きにくく、意見を言いにくいですが、配慮が必要であると考ええる。

B 委員：自分が当事者ではないので、一概に判断をするのは難しい。高齢になるにつれて障害を持つ可能性も高くなるため、高齢者と障害者は重複が多いと思われるので、元気な高齢者を含めて一律に給付している高齢者への給付事業を縮小し、障害者に対する事業の充実を図るべきではないか。

A 委員：重度の人は、専用の車でないと外出は難しいのではないかと。そう考えると、軽度の人利用率が高いと思われるが、重度の人はこの事業に関してどのように考えておられるのか。

市：市の乗降調査によると、介護者と本人が無料で乗車できる重度の人の利用のうち、実際に介護者同乗での利用は2～3割程度で、本人のみの利用が多い。ただ、軽度の人利用の方が多くであろうとは考えている。

A 委員：障害の程度が軽い人の方が比較的バスを利用しやすいと思うので、対象者を障害の程度が重い人に限定する案はいかがなものか。例え多少の自己負担を伴うにしても、障害の程度が軽い人が、移動しやすい環境は確保してほしい。

B 委員：介護保険による重度の障害者に対するサポートはどうなっているのか。

市：介護保険ということではないが、障害の状況によりバスに乗ることが難しい人は、概ね1級、2級の身体障害者手帳を持っており、タクシー券を選択している。ただ、1級、2級の身体障害者手帳を持っている人でも内部疾患による障害で見た目には分からない人もおられるため、重度の障害者が一概に外出が困難とは言えない。

H 委員：自分が当事者でないため、判断するのが難しいが、明石市の障害者福祉サービスは、他自治体と比較するとどの程度なのか。

市：福祉タクシー利用券は重度の障害者を対象に、近隣他自治体と同程度の枚数を交付している。バス優待乗車証については、参考資料2の9ページのとおり、近隣他自治体で交付しているのが、姫路市、神戸市、尼崎市、伊丹市であり、このうち本市と同様に全障害者を対象に交付しているのは姫路市のみである。以上のことから、障害者に対する移動支援に関しては、明石市は手厚い方であ

るといえる。

A 委員：今回どうしても見直しをしなければならないのか。

市：バス事業者からは適正な運賃の支払いを強く要請されている。

座長：今回の検討部会で皆さんの意見を集約したいと考えており、是非ご意見を願いたい。

C 委員：障害者優待乗車券交付事業について、財政状況を考慮すれば、他自治体に比して突出することはないが、他自治体並みのサービス水準は必要ではないか。

A 委員：他の事業で事業費を削減し、障害者優待乗車券交付事業では事業費が増加しても仕方ないのではないか。

C 委員：バス事業者からはどのような要請があるのか。

市：バス事業者の乗降調査に基づく乗車人数に応じた適正な運賃の支払いを求められている。

B 委員：市の広報紙に、山陽バスや神姫バスの広告を掲載してはどうか。

市：以前、提案したが、よい返事がいただけなかった。

座長：障害者福祉に関しては言いにくい部分もあったと思うが、たくさんのご意見をいただいた。他に意見がないようであれば、次の議事に進みたい。

【一同異議なし】

2. その他

座長：引き続き検討する事業の見直し案については、かなり膨大な内容を2回で検討していただいたが、今回が最後の検討部会であり、言いもらしたご意見などがあれば、ご発言いただきたい。今回皆さんにいただいた意見を集約して、8月21日開催予定の市民会議へ報告していきたいと考えている。

B 委員：明石市の魅力を創るためであろうが、中学校給食などの大きな事業に即決で多額の事業費を注ぎ込む一方で、今回のような小さな事業の見直しのために、苦

しい意見も述べなければならないことについては、むなしさを感じる。

C 委員：前回の検討部会でもどのような状態になれば財政が健全化したといえるのかという意見が出ていた。ここでは小さい事業を少しずつ見直しているのに、一方で大きな事業に使われる。これでは財源が追いつかない。

A 委員：今回、検討の対象とした事業以外に、大きく削れる事業は本当はないのか。

G 委員：財政健全化との関連で、行政改革実施計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 25 年度までとなっていたと思うが、平成 26 年度以降も継続されるのか、財政健全化の計画に代わるといったことなのか。

市：行政改革実施計画は平成 25 年度で終結している。行政改革実施計画の項目のひとつに財政健全化があり、平成 26 年度以降は財政健全化に集中して取り組むという趣旨から、今年度中に財政健全化推進計画を策定する予定である。

G 委員：行政改革実施計画には市民の参画、市民との協働等の項目が織り込まれていたが、財政健全化推進計画に代わることで、これらの取り組みがおろそかになるのではないかと心配している。その点での懸念はないのか。

市：行政改革実施計画に織り込まれていた財政健全化以外の項目については、それぞれ別の個別計画や条例等で担保できると考えている。このため財政健全化に特化した計画とする方針で進めていきたいと考えている。

座 長：他に意見はないか。なければ以上で本日の審議を終了したい。

【一同異議なし】

座 長：検討部会での事務事業の見直しについての協議は、今回で最後になる。10 月頃に第 3 回検討部会を開催する予定だが、それまでの間に市民会議があり、今回の検討部会の意見を報告させていただく。委員の皆さんには、2 回にわたり、また長時間にわたり、熱心にご議論いただき、また多くの意見を賜り、お礼申し上げます。市側から何か発言はないか。

市：委員の皆さんには長時間にわたり、熱心にご議論をいただき、感謝している。対象事業が様々な分野にわたっており、また意見の言いにくい内容もあり、苦慮されたこともあったと推測する。この検討部会でいただいたご意見は、市民会議へ報告し、市の担当部署へも伝えたいと考えている。事業の見直しについ

では本日で区切りとなるが、今年度中に財政健全化推進計画や施設配置適正化基本計画を策定予定であり、皆さんには10月以降にご意見を伺いたいと考えているので、よろしく願いしたい。

閉 会